

広報

No.111

# TABAYAMA 丹波山



大きな自然のポケットです。  
山の山の手。丹波山村。

平成17年10月

編集と発行 丹波山村役場総務住民課 山梨県北都留郡丹波山村890 TEL 0428-88-0211 FAX 0428-88-0207  
E-mail info@vill.tabayama.yamanashi.jp URL http://www.vill.tabayama.yamanashi.jp/



女子バレーボールチーム「優勝」

9月4日(日)小菅村で「三か町村(奥多摩町・小菅村・丹波山村)バレーボール大会」が行われました。当日は5チーム(丹波・小菅・川井・小丹波・常磐)が参加して試合が行われ、丹波チームが見事「優勝」しました。おめでとうございます。

## 主な内容

- ・村議会9月定例会
- ・敬老の日
- ・介護保険制度
- ・防災訓練
- ・おしらせ

人口と世帯  
(17年9月末現在)

人口 842人  
男 407人  
女 435人  
世帯 374戸

# 村議会9月定例会

村議会の9月定例会が9月20日に招集され、一般会計補正予算などの議案が提案・審議され原案どおり可決されました。

十七年九月二十一日から平成二十一年六月三十日までです。

丹波山村税条例の一部を改正する条例

全国的に前納報奨金制度の廃止や見直しが進んでいることにより、丹波山村でも村民税と固定資産税の前納報奨金の見直しを平成十八年度から実施する内容です。

丹波山村一般会計補正予算(第三回)

歳入と歳出にそれぞれ三、二七五万一千円を追加し、歳入と歳出の予算総額をそれぞれ十一億九、〇七七万二千円としたものです。

歳出

・民生費

平成十八年度からの介護保険制度改正に対応するためのシステム更新費用を介護保険会計に繰り出すための費用(六七〇万円)等が主なもの

・衛生費

簡易水道会計に繰り出すための費用(一、五〇〇万円)等が主なもの

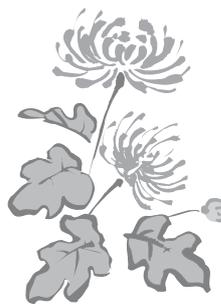
・土木費

下水道会計に繰り出すための費用(三三五万二千円)

・教育費

教員住宅の下水道工事や小中学校の校内LAN、全国ウォークラリー参加費用等が主なもの

歳入  
地方交付税(二、六〇九万九千円)の増額分と前年度の繰越金(六六〇万円)など



丹波山村国民健康保険特別会計直診勘定補正予算(第一回)

直診勘定の歳入と歳出にそれぞれ一、五九二万円を追加し、歳入と歳出の予算総額をそれぞれ一億一、一三三万六千円としたものです。

歳出は医科診療所のレントゲン装置の購入が主なもので歳入は一般会計繰入金と県補助金等を充てました。

丹波山村簡易水道事業特別会計補正予算(第一回)

歳入と歳出にそれぞれ一、五〇〇万円を追加し、歳入と歳出の予

算総額をそれぞれ六、四九五万八千円としたものです。

歳出は水道施設改修工事などが主なもので、歳入は一般会計繰入金金を充てました。

丹波山村水源の里保健休養施設事業特別会計補正予算(第二回)

歳入と歳出にそれぞれ二十万円を追加し、歳入と歳出の予算総額をそれぞれ三、八〇二万二千円としたものです。

歳出は事業費の補正分で、歳入は前年度の繰越金を充てました。

丹波山村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第二回)

歳入と歳出にそれぞれ七五七万九千円を追加し、歳入と歳出の予算総額をそれぞれ二億二、二八七万一千円としたものです。

歳出は一般管理費の補正分で、歳入は一般会計繰入金と前年度の繰越金を充てました。

丹波山村介護保険特別会計補正予算(第一回)

歳入と歳出にそれぞれ八五〇万円を追加し、歳入と歳出の予算総額をそれぞれ七、〇〇八万円としたものです。

丹波山村公平委員会委員選任の件

十月一日付けで守屋和男さん(中組)が公平委員に選任されました。任期は平成十七年十月一日から平成二十一年九月三十日まで四年間です。

丹波山村固定資産評価審査委員会委員選任の件

九月二十一日付けで木下修一さん(奥秋)が固定資産評価審査委員に選任されました。任期は平成

歳出は介護保険の要支援認定を受けている方の介護サービス計画作成費と介護サービス利用費が予想よりも多く支出があり、保険給付費に一八〇万円を追加したものと平成十八年度からの介護保険制度の改正に伴うシステム更新費用として六七〇万円を計上したものです。

歳入は、一般会計繰入金（六七〇万円）と前年度の繰越金（一八〇万円）を充てました。

丹波山村温泉事業特別会計補正予算（第一回）

歳入と歳出にそれぞれ二十万円を追加し、歳入と歳出の予算総額をそれぞれ一億七、五三〇万円としたものです。

歳出は事業費の補正分で歳入は前年度の繰越金を充てました。



## 平成16年度

# 一般会計決算

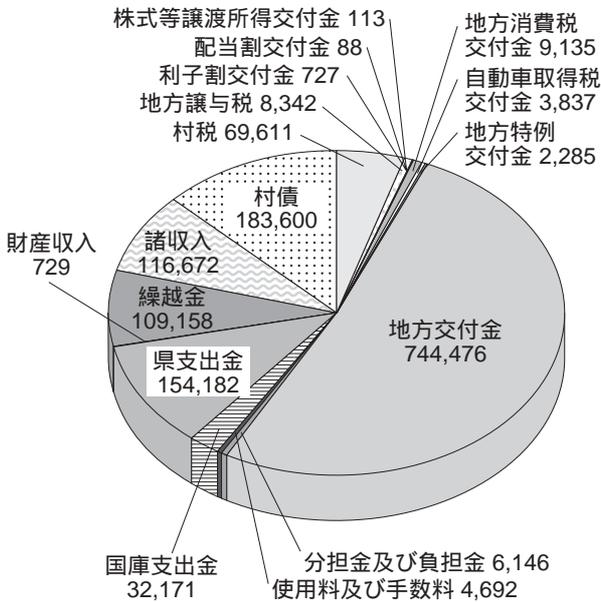
歳入 14億4,596万4千円  
歳出 13億7,978万4千円

平成十六年度の決算がまとまり、決算監査を経て九月定例村議会に提出され認定されました。一般会計の歳入総額は十四億四、五九六万四千円（平成十五年十六億二、四四万二千円）、歳出総額は十三億七、九七八万四千円（平成十五年十四億九、三二八万三千円）、差引額は六、六一八万円（平成十五年一億九、一五八千円）でした。

なお、平成十七年度に繰り越される六十三万円を差し引くと実質収支額は六、五五五万円（平成十五年一億一、五二万円）です。

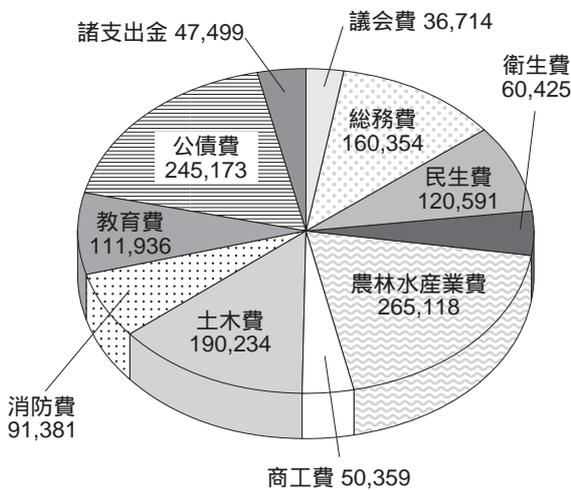
歳入の内訳

(単位：千円)



歳出の内訳

(単位：千円)



各会計の決算状況

(単位：千円)

	歳入	歳出	実質収支
一般会計	1,445,964	1,379,784	65,550
国保(事業)会計	117,581	115,292	2,289
国保(直診)会計	102,858	97,963	4,895
老人保健会計	145,460	134,755	10,705
簡易水道会計	19,696	17,340	2,356
水源の里会計	38,693	33,437	5,256
下水道会計	198,364	192,796	5,568
有線テレビ会計	4,839	2,996	1,843
奨学資金奨励会計	5,487	3,900	1,587
介護保険会計	64,542	57,520	7,022
温泉会計	199,682	179,727	19,955

# 丹波山村を チエツク

公債費  
負担比率  
22.8%

「公債費負担比率」は一般財源（丹波山村で自由に使える資金である地方税（村税）・地方譲与税・地方交付税などの合計額）の内で丹波山村の借入（地方債）の返済費用である公債費に充てられた金額がその一般財源全体に占める割合を示しています。

「公債費負担比率」が上昇すると言う事は、一般財源の伸びを上回って公債費が増加している状態を示し、それだけ財政的に厳しくなってきたと言う事になります。逆にこの比率が小さい「返済負担が小さい」財政に余裕があるということになります。

この指標で概ね15%を超過すると財政が警戒水準、20%を超過すると危険水準にあるとみなされます。

実質  
収支比率  
14.1%

実質収支比率とは標準財政規模に対する実質収支額の割合をいいます。実質収支が赤字の場合の比率（赤字比率ともいう）が一定の限度を越える団体は地方債の発行が制限されます。

これが、都道府県においては5%、市町村にあつては20%以上になると、財政再建計画を策定して財政再建を行う場合でなければ地方債をもって公共施設等の建設事業の財源とすることができません。このような団体を地方財政再建促進特別措置法という法律を準用した財政再建団体と呼びます。

最近では、平成四年に福岡県内で再建団体となった町がありました。人件費の抑制や、使用料の見直しなどの対策を講じ平成十三年に再建を終えています。

再建団体となるか否かは、その団体に委ねられています。地方債の発行が制限されたままでは、自治体の運営は事実上不可能であり殆どが再建団体を選択することになります。

財政力指数  
0.084

「財政力指数」とは、丹波山村の財政力を示す指数として用いられるもので、数字が大きければ大きいほど財政的に豊かであるといえます。財政力指数が「1」以下の場合でも、「1」に近いほど交付税の額は小さくなります。

丹波山村は財政力指数が0.084なので、財政が豊かであるとはいえません。

## 行政に関心を持とう

「タイタニック号の沈没をご存じでしょうか。船体

は大打撃を受け、浸水が進んでいるにも関わらず、乗組員は、かじ取りにおわれて、乗客にその状況を伝えませんでした。現状が分かると混乱し、その結果、多くの犠牲者を生むことになったのです。自治体財政の破綻も同様です。船の乗客である住民は現状を知る機会が少なく、また、薄々察していても何も行動できません。明らかになったときは、すでに手の施しようがなく、財政は破綻し、住民が直接その影響を受けることになります。」

これは、平成4年に財政再建団体の指定を受けた福岡県赤池町のホームページの「財政再建」の項目に書かれている文章で、平成13年12月13日に総務省より正式に財政再建の完了が確認され、平成12年度で再建期間を終了するまでの取り組みについて細かく紹介しています。

丹波山村も財政状況は大変厳しいものがあり、過疎化高齢化により今後は今以上に人材不足が心配されています。「予算がないから何もしない」といつても何もしない訳にはいきません。

村民の皆様には3年後、5年後の丹波山村を想像していただき、村行政に関心を持ち積極的に関わっていく「住民参加のむらづくり」を進めていくことが求められます。予算がなければ創意工夫とアイデアを出しあってがんばっていきましょう。

# 「国勢調査」



今年10月1日、全国一斉に国勢調査が行われました。

国勢調査は、日本に住んでいるすべての人を対象に行う大規模な統計調査で、大正9年(1920年)から5年ごとに行われており、今年で18回目を迎えました。

平成十七年国勢調査は、我が国の人口・世帯の実態を明らかにするとともに、国や都道府県・市町村の行政の基礎資料として少子高齢化への取り組みやむらづくりを活かされます。

丹波山村でも、九月下旬から十月上旬にかけて、総務大臣から任命された国勢調査員が各家を訪問し、調査票を配布・受領したところです。丹波山村の今後の行政の基礎資料として活用される重要な調査資料となります。

なお、丹波山村では住民基本台帳上の人口と国勢調査人口に差が生じています。これは、住所は丹波山村に置いてあり、実際は村外で生活している村民が多いことを意味しています。

### 国勢調査の対象者は

十月一日現在、日本国内にふだん住んでいるすべての人を、ふだん住んでいる場所で、世帯ごとに調査します。

ふだん住んでいるかどうかの判断は、公職選挙法の規定により選挙権が得られる資格要件の一つである「三か月以上住所を有すること」とに合わせて、「三か月以上」を基準としています。

すなわち、「ふだん住んでいる」とは、十月一日現在、

(一)すでに三か月以上住んでいる人

(二)まだ、三か月に満たないが、十月一日の前後を通じて三か月以上にわたって住むことになっている人

ということになります。

これらの人は、国籍に関係なく調査の対象になりますので、(一)、(二)に該当する外国人も調査の対象となります。

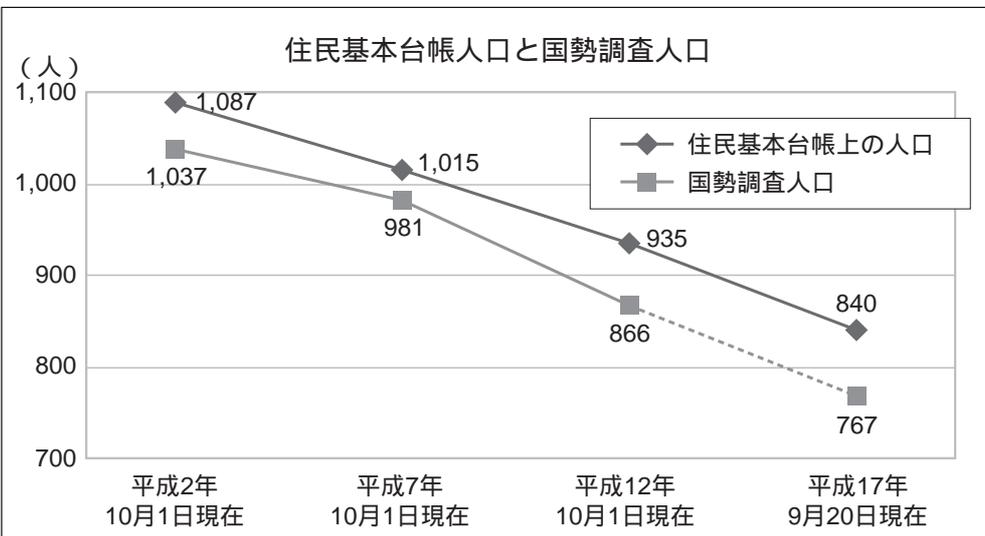
### 国勢調査の結果は

現在、ほとんどの都道府県や市町村、もちろん丹波山村も国から、地方交付税交付金を受けています。

この交付金は、各自治体の間の財政のバランスをとり、自主的に計画的な行政を運営するために、大きな役割を果たしています。

この交付額を算定するに当たり、地方交付税法(昭和二十五年法律第二十一号)第十二条で、国勢調査の結果による人口と世帯数を用いることが定められています。人口や世帯数が少なくなれば交付金も少なくなってしまうこととなります。

住民基本台帳人口と国勢調査人口



平成17年9月20日現在の国勢調査人口数値は平成12年国勢調査人口を基に住民基本台帳法及び外国人登録法に基づく届出を加減することにより算出した人口であり、出生児数・死亡者数・出入国者数を加減し、外国人を含めた推計人口数値です。

# 敬老の日

長寿おめでどう  
ございます。

今まで「敬老の日」は九月十五日に定められていましたが、ゆとりある国民生活の実現をはかるため、「九月の第三月曜日」に変更されました。今年は九月十九日(月)が「敬老の日」です。なお、九月十五日は、祝日ではなくりましたがあらためて「老人の日」として老人福祉法に定められています。

「敬老の日」の由来ですが、高齢者の方々が社会に尽くされてきたことに思いをいたし、感謝の気持ちを新たにするとともに、これから健康で活躍されるよう願う、そのような気持ちを込めて定められたものです。

長い人生を子どもたちの成長や丹波山村の社会の発展のために

一生懸命働いてこられた高齢者の皆さんを敬いみんなで感謝しましょう。そして今までのご苦労に対し、心からねぎらいとこれから健康な毎日をおくることができますようみんなで願いましょう。

さて、敬老の日にはちなみ国の総務省統計局では「高齢者の人口・世帯」について発表しました。そ

丹波山村長寿番付ベスト10

地区	氏名	性別	年齢
奥秋	木下 菊重	女	96
奥秋	木下 ハツ	女	93
中組	守屋 文夫	男	92
保之瀬	船木 チカ	女	92
高尾	吉村 やま	女	91
高尾	青柳 泰治	男	91
奥秋	木下カル子	女	90
下組	守屋みさを	女	89
押垣外	木下 喜松	男	89
小袖	小林トミエ	女	89

(9月19日現在)

住民基本台帳による(敬称略)

れによると、日本の六十五歳以上人口は二五五六万人で総人口の五人に一人(総人口の二十・〇%)が六十五歳以上であることがわかり初めて二割の水準に達したことがわかりました。これを男女別に見ると、男性は一〇八一万八千人(男性人口

## 元気やまなし健康長寿10か条

	げん	元気に長生きするには(げんきやまなしけんこうちょうじゅ)
第一条	き	気心の知れた人との交流で社会的ネットワークは健康長寿の大切な条件です。
第二条	や	役割や趣味をもって生き生きと家庭や地域での役割や趣味を持つことで生きがいを持ちましょう。
第三条	ま	学んで脳に刺激を与えメリハリのある生活で認知症の予防をしましょう。
第四条	な	何でもいつでも、相談しかかりつけ医や保健師などの専門家の支援で心と体の健康を保ちましょう。
第五条	し	食生活、ゆっくりしっかり食生活、伝統的な食文化を大切に、食生活を楽しみましょう。
第六条	け(ん)	煙はごめん、縁を切り禁煙や受動喫煙の防止は生活習慣病予防に効果的です。
第七条	こ	転ばぬ先のリハビリテーション転倒予防や安全対策で骨折などの事故を防ぎましょう。
第八条	う	運動を続けて貯筋を増やし体力をつけて外に出ることで閉じこもりを防止しましょう。
第九条	ち(ょう)	地域のつながり大切にみんなで支え合う、活気ある街づくりは健康長寿の基本です。
第十条	じ(ゅ)	自分の体をチェックして健康長寿をめざしましょう健診を受けて自分の健康状態を知り、適切な対応をとりましょう。

の十七・四%)、女性は一、四七五万人(女性人口の二十二・五%)となります。

丹波山村の六十五歳以上人口は九月十九日(月)現在で三七一人、総人口の五人に二人(総人口の四十四・一七%)となっています。これを男女別に見ると、男性は一六〇人、女性は二一人となっています。

丹波山村では、敬老の日にはちなみ、七十七歳(二十三名)と八十八歳以上(十七名)のあわせて四十名に民生委員さんを通じて記念品を贈りました。

今後ますます過疎化・少子化が進み、丹波山村は一層高齢化が進んでいきます。どうか、これからも、みんなで助け合いながらがんばっていきましょう。

# 高齢単身世帯と高齢夫婦世帯が増えています。

国の総務省統計局の資料では、高齢者のいる世帯についての調査結果もありました。それによると、全国の高齢者のいる世帯は昭和58年には871万世帯で、世帯全体の24.9%と約4分の1でしたが、平成5年には1,181万世帯と初めて1,000万世帯を超え、15年には1,646万世帯となり、世帯全体の34.9%と3分の1を超えました。

高齢者のいる世帯の内訳をみると、高齢単身世帯が338万世帯（平成10年～15年の5年間で39.3%増加）、高齢夫婦世帯が447万世帯（同26.5%増加）、その他の高齢者世帯が860万世帯（同8.3%増加）となっており、高齢単身世帯と高齢夫婦世帯が著しく増加しています。一世帯あたりの人員規模が年々縮小し、核家族化が年々進んでいることがわかります。

丹波山村では、高齢単身世帯（84世帯）と高齢夫婦世帯（69世帯）をあわせると、153世帯あり、村の世帯全体の41%を占めています。

高齢単身世帯数と高齢夫婦世帯数 平成17年9月20日

地区名	総世帯数	うち 高齢単身 世帯数	うち 高齢夫婦 世帯数	高齢 単身・夫婦 世帯合計	比率
奥 秋	62	18	7	25	40.3%
上 組	55	14	7	21	38.2%
中 組	33	7	8	15	45.5%
下 組	46	12	12	24	52.2%
高 尾	54	7	13	20	37.0%
押垣外	43	5	5	10	23.3%
保之瀬	25	3	3	6	24.0%
所 畑	13	4	2	6	46.2%
鴨 沢	36	13	9	22	61.1%
小 袖	6	1	3	4	66.7%
合 計	373	84	69	153	41.0%

高齢単身世帯とは、65歳以上の単身世帯  
高齢夫婦世帯とは、夫婦とも65歳以上の一組のみの世帯・夫婦以外で65歳以上だけの世帯

## 介護保険制度 改正のお知らせ

介護保険制度は、平成十二年四月から始まりましたが、制度施行後の五年間の状況を踏まえて、十月から制度の一部見直しが行われました。

なお、大部分の見直しは、平成十八年四月からの実施になります。今回は、十月から見直しになったことについてお知らせします。

### 施設サービス等の居住費と食費が全額利用者負担

今までは介護老人福祉施設や介護老人保健施設、デイサービス等の施設で、介護サービスを利用している人には居住費（滞在費）と食費が介護保険から給付されました。しかし、在宅（家）で介護サービスを受けている人は、これらの費用は自己負担になっていました。

十月からは、在宅（家）と施設（デイサービス等）の利用者負担の公平性を図るため、今回の改正で施設（デイサービス等）サービス利用者の居住費と食費が自己負担（介護保険給付外）となり、こ

れにより在宅での利用者と施設利用者の居住費と食費はともに自己負担となりました。

丹波山村でも、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所している八名と介護老人保健施設に入所している一名、また短期入所介護（ショートステイ）を利用している方は、この制度改正により居住費の全額と食費の全額が利用者負担となります。

丹波山村高齢者生活福祉センターのデイサービスを利用している方も食費が全額利用者負担となります。



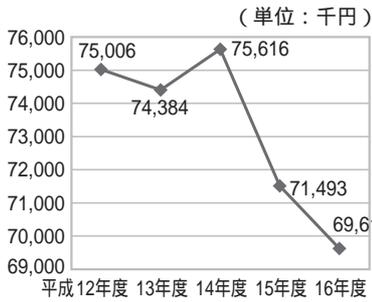
# 高齢者いこいの日

## 高齢者学級

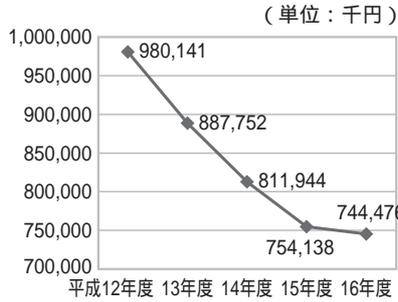
七月九日(土)午後一時三十分から高齢者生活福祉センターで「高齢者学級」が開催されました。高齢者いこいの日は、毎月一回土曜日に開催されていますが、参加者のなかに「市町村合併が

全国的に進んでいるが丹波山村は大丈夫なのか」「お金がないというが本当にないのか」などさまざまな意見があったので七月の高齢者いこいの日は、人口や人口構成、村税の推移など資料を使って「村の状況について」を勉強しました。

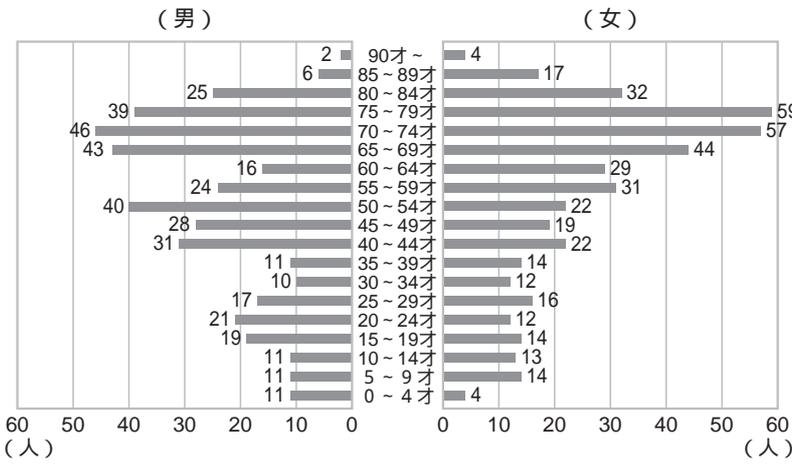
### 村税合計



### 地方交付税



### 丹波山村の年齢階層別人口



参加者からは次のような意見がありました。

- ・直売所グループは高齢者ばかりなので今後が心配
- ・図書室の本を増やしてほしい
- ・今後もこのような勉強会を開いてほしい



みんな真剣に勉強をしています

## 健康体操

八月六日(土)午前九時から高齢者生活福祉センターで、「健康体操」を実施しました。

当日は講師としてヘルストレーナーの榎原あつ子さん(八王子市)をお招きし、簡単にできる健康体操を、資料を使いながらゆっくりと丁寧に教えていただきました。体操前と体操後に血圧を測りましたが、あまり変動がなく無理なく、体ほぐしの体操から血液循環を促す運動へ。肩こり腰痛を軽くし、背反らし、背伸ばしを取り入れ健康体を目指した内容の健康体操でした。この日に参加された皆さんは、毎日実践していますか？



榎原あつ子先生



健康第一！

# 村内 声かけ運動

昔から「井戸端会議」「近所の人たちとお茶飲み」を通して隣近所の関係が密接になっていましたが、今後はますます「井戸端会議」などが重要になっていきます。これからも隣近所声かけ運動を村民みんなで行しましょう。

また、留守になるときは必ず隣近所にひとこと声をかける習慣を付けましょう。



完成品が楽しみです

みんなであそぼう

九月三日(土)午後一時から高齢者生活福祉センターで「みんなであそぼう」を実施しました。

社会福祉協議会の守屋春枝さん、酒井智子さんが中心となつて、簡単体操、ちぎり絵、カラオケ、温泉入浴等で参加者の交流を深めました。外では、ベタソクをする参加者もいて元気に楽しく過ごすことができました。

高齢者いこいの日では、今後も健康に関すること、高齢者学級、生涯学習等を取り入れて計画していきますので、この機会を友達づくりの場に活用していただきたいと思います。

## 農業委員会の委員が 新しくなりました

平成十七年七月十九日任期満了により、新しい農業委員の皆さんが決まりました。

農業委員の皆さんは、農業従事者の中から選挙された委員(五名)と、議会推薦(一名)・共済推薦(一名)・農協推薦(一名)による委員とで構成されます。農業委員には次のような任務があります。

- ・農地法の農地を農地のまま、貸したり、売買するための許可審査を行う。
  - ・農地を所有者が、農地以外に転用する場合の許可審査を行う。
  - ・農地を所有者以外の方が、農地以外に転用して、貸し借りをおこなったり、売買するものの許可審査を行う。
- 農業委員の皆さんは、これらの任務を行い優良農地の確保と有効利用、地域農業の振興などの重要な役割を担います。任期は、平成二十年七月
- 十九日までの三年間です。新農業委員の皆さんは次のとおりです。(敬称略)
- 一般選挙当選者
- 委員 岡部 秀樹(奥 秋)
  - 委員 守屋 雅博(中 組)
  - 委員 山田 久高(尾)
  - 委員 河村 豊作(保之瀬)
  - 委員 守屋 武雄(東 部)
- 議会推薦
- 委員 白木 昭二(上 組)
- 共済推薦
- 委員 岡部 靖(東 部)
- 農協推薦
- 委員 木下 弥平(奥 秋)

七月二十一日(木)に、役場二階会議室において農業委員会が開催され、会長に守屋武雄さん、職務代理者に山田久さんが選出されました。

# 総合防災訓練が終わって

九月四日（日）に実施した「丹波山村総合防災訓練」は各区長が自分の地区の避難場所を決め地区民を集め、集団で丹波中学校に避難した訓練内容でした。

今回の訓練の目的は東海地震を想定し、判定会招集・警戒宣言発令時に住民・消防団・日赤奉仕団・役場職員等の全村民が「どのような行動をすればよいか」を真剣に考えてもらうよう、各区長の協力を得て住民に働きかけていただき、必ず来る東海地震に

備えることを目的として実施しました。

当日は二四三名の住民が丹波中学校に避難し、各区長による通信訓練、消防団による消火器・消火栓による消火訓練、常備消防による救護・救出訓練、日赤奉仕団による炊き出し訓練

等を実施し、充実した訓練ができたと思います。その反面、反省する点も数多く指摘されましたので、直すところはなおして必ず来る東海地震等に生かしていきたいと思

います。どうか村民一人ひとりが「いざというとき」の事を考え、防災についてもう一度よく考えてほしいと思います。



放水訓練開始



みんなで負傷者を助けよう

## 9月9日は「何の日」…?

9(きゅう)と9(きゅう)で「きゅうきゅうの日」すなわち「救急の日」です。

「救急の日」は、救急業務及び救急医療に対して理解と認識を深めていただくとともに、救急医療関係者の意識の高揚を図ることを目的に昭和57年に定められました。以来、毎年9月9日を「救急の日」としています。

突然の事故や病気などのとき、救急隊が現場に到着するまでの間に、救急現場に居合わせた人が、迅速な119番通報、適切な応急手当を速やかに実施することにより、傷病者の救命効果が一層向上します。また、傷病者の救命のためには、救急現場に居合せた人による応急手当、救急隊員の応急処置と搬送、医療機関での処置の連携がスムーズに行われることが不可欠です。救急車が到着するまでの約6分の間に、適切な応急手当を行えるか否かが傷病者の生死に大きな影響を与えることとなります。

応急手当の知識や技術を身につけ、突然の事故から身近な方々の尊い生命を救いましょう。

大月市消防署丹波山出張所「救急年報」(単位：出動件数)

	交通事故	労働災害	一般負傷	加害	自損行為	急病	その他	計
平成14年	9	1	21	2	4	29	2	68
平成15年	8	1	18	0	1	39	6	73
平成16年	13	0	13	0	2	30	4	62
平成17年	5	0	12	0	0	14	0	31

年報は、1月から12月までの1年間です。

平成17年は、1月から8月までの件数です。



日赤奉仕団もがんばっています



# ゆいっこ学級



ゆいっこ学級は、保育所児と高齢者の交流を促進し、楽しみながらふれあい、人とのつながりを大切に思う心を育てていくことを目的として実施しています。「結い(ゆい)」とは、相互扶助を意味し、互いに助け合いながら生活していくことを意味します。

昔の人々が自然に当たり前に行っていた行動が、今は丹波山村でも無くなりつつあるように思われます。だからこそ、今「ボランティア精神」をみんなが持ち、『人とのつながり』を大切にしていける必要があります。

## 陶芸教室



個性的な作品ができました

8月24日(水)午前9時30分から丹波小学校体育館和室で「陶芸教室」を実施しました。講師には、浅沼亀さん(押垣外)をお願いし、粘土をこねてお皿や茶碗などの作り方を親切にわかりやすく教えていただきました。

保育所児たちも一生懸命お皿を作っていました。時間がたつにつれ、子供たちと高齢者の方々との会話が始まり、笑い声も聞かれるようになりました。教室が終わるころには、和やかな空気に包まれていました。

このときに作られた作品は浅沼さんの手直しを経て本格的に焼いていただき立派な作品として参加者に渡されました。

## 山梨生きいき劇団

9月14日(水)午後1時30分から中央公民館2階会議室で山梨県内で活動されている「山梨生きいき劇団」をお願いし、認知症予防の啓発劇「ぼけちゃんいかんよ」の公演会を実施しました。保育所児も高齢者も一緒になって、笑って歌って勉強しました。

腹話術では、子供たちに「知らない人について行ってはだめだよ」「おじいちゃんおばあちゃんを大切にするんだよ」と話しかけられていました。

劇では、「趣味を持って、たくさん仲間をつくり、話す機会を増やそう。」「周りの人の意見を聞き、認知症と思ったらすぐに病院に行こう」「忘れっぽくなることは、だれでもある」という内容でした。

60歳代70歳代が多い丹波山村では、今後も互いに助け合いながら生活していくことが大切であると感じさせる良い機会でした。



体を動かそう



本格的な劇でした

大月保健所からのお知らせ

こころの健康相談

児童・思春期の不登校、成人の精神的ストレス等による各種疾患、問題飲酒、高齢者の認知症、こころの健康に関する諸問題等の健康相談を行っています。予約制です。この相談の際にはあらかじめ電話で申し込みをお願いします。

実施日 随時

時間

午前八時三十分～午後四時

精神科医師による精神保健福祉相談

実施日 毎月第二水曜日

時間 午後二時～午後四時

精神科医師による老人精神保健福祉相談

実施日 毎月第四水曜日

時間 午後二時～午後四時

申し込み先

大月保健所(障害・家庭福祉課)

☎0554 22 7826

毒きのこに注意

秋の到来とともに「きのこ狩り」が始まります。きのこは秋の代表的な味覚ですが、きのこを見分け

る十分な知識と経験がないため、誤って食べた毒きのこで食中毒になつてしまうことがあります。

毒きのこでの食中毒には、軽い胃腸障害から猛毒によって死に至るものまでさまざまあり、代表的な毒きのこには「クサウラボヘニタケ」「ツキヨタケ」「カキシメジ」「ドクヤマドリ」があります。

毒きのこによる食中毒を防ぐため、次のことに気を付けましょう。

- ・知らないきのこは食べない
- ・「縦に裂けるきのこは食べられない」「虫が食べているきのこは大丈夫」「なすと炒めると毒が消える」などの迷信を信じない
- ・素人判断は絶対にしない
- ・食べられるかどうかわからないときは、大月保健所衛生課までご相談ください。

十月は

労働保険適用促進月間です

知らないのは問題です。

入らないのは大問題です。

労働保険は労災保険と雇用保険の総称です。労働者を一人でも雇用している事業主は、労働保険に加入する義務があります。

お問い合わせは

都留労働基準監督署 第二課

☎0554 43 2195  
八ローワーク大月 適用係  
☎0554 22 8609

山梨労働局からのお知らせ  
十一月はゆとり創造月間

勤労者が健康で文化的な生活を送ることができるように、働きすぎを防止することが必要です。

十一月はゆとり創造月間に併せ、賃金不払残業解消キャンペーン月間も実施しており、十一月二十三日(勤労感謝の日)には、全国一斉無料相談ダイヤル

0120 897 9333

を設置し、労働基準法に違反する賃金不払残業(いわゆるサービス残業)等についての電話相談を行います。

また、賃金、労働時間等の労働基準法に関する相談は、年間を通して各労働基準監督署等において行っています。

詳しくは山梨労働局労働基準部監督課・各労働基準監督署へご相談ください。

都留労働基準監督署  
☎0554 43 2195



山梨県最低賃金は、  
一時間六五一円

「山梨県最低賃金」は、平成十七年十月一日より現行の一時間六四八円から一時間六五一円に三円引上げられます。

最低賃金についての問い合わせは、

山梨労働局賃金室  
☎055 225 2854

または最寄りの労働基準監督署にお尋ね下さい。

丹波駐在所からのお知らせ

秋の全国交通安全運動

「やめようよ

自分のルールで 走るの」

をスローガンに、「平成十七年秋の全国交通安全運動」が九月二十一日(水)から九月三十日(金)までの十日間、全国一斉に実施されました。

夕暮れが早くなつていくこれからの時期、ドライバーの皆さんは「早めのライト点灯」を心がけるとともに、歩行者は明るい服装や反射材を着用し、「見落とし」「発見の遅れ」による事故を防ぎましょう。

運動の基本、重点

一 運動の基本

高齢者の交通事故防止

二 運動の重点

- (一)夕暮れ時の歩行中と自転車乗車中の交通事故防止(全国重点)
- (二)シートベルトとチャイルドシート

の正しい着用(全  
国重点)

- (三)飲酒運転等悪質・危険な運転の追放(山梨県重点)

問い合わせ先

丹波駐在所

☎0428 88 0210

110番の正しいかけ方

山梨県警察本部では、各種事件・事故などの緊急事案の早期解決を目的として

「緊急時 あわてず

あせらず 110番

を合い言葉に県民の皆さんに広く110番通報のご協力をお願いしています。

110番通報は、携帯電話、一般加入電話から「110」とダイヤルすると県内どこからでも県警察本部の通信指令室につながります。

通信指令室では、担当の警察官が「いつ」「どこで」「何が」「犯人

は」「負傷者は」「あなたの住所、氏名は」などを尋ねますので、落ち着いてお話しください。

なお、いまだに多くのイタズラ電話や間違ひ電話が見受けられます。イタズラ電話は、緊急の事件・事故などの通報に大きな支障をきたしますので、絶対によめましょう。

また、相談ごとは上野原警察署・丹波駐在所又は警察本部総合相談室「#9110」にお問い合わせください。

問い合わせ先

県警察本部地域課通信指令室

☎055 235 2121代

上野原警察署

☎0554 63 0110代

丹波駐在所

☎0428 88 0210

警察相談専用電話

県警察本部では、ストーカー被害に関する悩みや家庭内暴力など、誰にも相談できずに悩んでいる方のために、電話相談を行っています。

「どこに相談したらいいかわからない。」「話を聞いて欲しい。」「そんなときは、一人で悩まずに気軽に電話してください。それが解決への第一歩です。」

担当者が、皆さんの不安や悩みがどついたら解決するか、一緒に考えます。もちろん秘密は守ります。

相談時間 午前八時三十分～午後五時(平日)

電話番号「055 233

9110番」または「#9110」

問い合わせ先

県警察本部

☎055 235 2121代

犯罪被害給付制度のご案内

一 趣旨

人の生命・身体を害する故意の犯罪行為によって、不慮の死を遂げた方のご家族、重傷病を負った方、障害が残った方に、国が給付金を支給するものです。

二 給付金の種類と受給資格者

遺族給付金

故意の犯罪によって死亡された方の 配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹のうち、第一順位の遺族の方(順位は、番号順)に支給されます。

障害給付金

障害(障害等級第一級～第十四級)の残った被害者本人に支給されます。

重傷病給付金

重傷病(十四日以上入院かつ

一か月以上の療養)を負った被害者本人に、保険診療による医療費の被害者負担額が、三か月を限度として支給されます。

三 支給額

被害者の年齢や勤労による収入の額、障害の程度等に基づいて算定されます。なお、

・親族間犯罪や被害者にも原因がある場合

・加害者側からの損害賠償や公的な補償が行われる場合

には、給付金の全部又は一部が支給されることがあります。

四 申請手続

警察本部犯罪被害者対策室又は、申請者の住所地を管轄する警察署に、申請書及びその他の添付書類を提出して申請してください。

ただし、申請は、当該犯罪被害の発生を知った日から二年を経過したとき、又は当該犯罪被害が発生した日から七年を経過したときは申請できません。

問い合わせ先

山梨県警察本部犯罪被害者対策室

☎055 235 2121

上野原警察署

☎0554 63 0110

児童扶養手当制度について

児童扶養手当とは、父親と生計を同じくしていない児童（満十八歳の誕生日の属する年度末まで、中度以上の障害を有する場合は二十歳未満の児童）を養育している母親等が、公的年金を受けていないときに支給されます。

ただし、所得制限があります。手当を受けるには認定請求が必要です。また、資格発生からある一定期間を経過すると認定請求できなくなります。

詳しくは丹波山村役場総務住民課にお問い合わせください。

☎0428 88 0211

児童手当制度について

児童手当制度は、小学校第三学年修了前（九歳到達後の最初の三月三十一日）までの児童を養育している方で前年の収入が（一月から五月までの月分については前々年）一定の額未満の場合に受けられます。

支給額（月額）

- 第一子分 五,000円
- 第二子分 五,000円
- 第三子以降 一〇,000円

詳しくは丹波山村役場総務住民課にお問い合わせください。

☎0428 88 0211

裁判員制度が始まります。  
（甲府地方検察庁）

裁判員制度が平成二十一年五月までの間にスタートします。裁判員制度は、国民から無作為に選ばれた裁判員が、殺人、傷害致死などの重大事件の刑事裁判で裁判官と一緒に裁判をするという制度です。この制度が導入されることにより、国民の感覚が裁判の内容に反映されることになり、国民の司法への参加が大きく進むこととなります。

裁判員の仕事は、より良い社会を作るためにとっても大切なものですので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

「私の視点、私の感覚、私の言葉で参加します。」

甲府地方法務局都留支局の  
統合について

甲府地方法務局都留支局が平成十七年十一月七日付けをもって、大月出張所と統合することになりました。

そのため、丹波山村に係る戸籍・国籍・供託・人権の各業務は十一月七日から甲府地方法務局大月出張所（大月支局に名称変更予定）で行うこととなります。なお、登記事務については、今までどおり大月出張所で行います。

甲府地方法務局大月出張所  
（大月支局に名称変更予定）  
〒401 0012

大月市御太刀二丁目八番十号  
大月地方合同庁舎  
☎0554 22 0799

公証役場の利用について

あなたの大切な財産を守るため、国の機関である公証役場を活用して下さい。

公証役場は遺言書の作成、金銭・土地建物の貸借、離婚に伴う慰謝料・養育費・財産分与等に関する大切な契約を公正証書で作成しています。

公正証書作成のための相談（秘密厳守）は無料です。お気軽にご相談下さい。

大月市御太刀一 二一四  
（都留信用組合 大月支店 二階）  
大月公証役場

☎0554 23 1452  
FAX 0554 23 1457

あなたを守り、あなたを支える。自賠責制度

自賠責保険・共済の期限は切れていませんか？

自賠責保険・共済は、万一の交通事故の際の基本的な対人賠償を目的として、原動機付自転車を含むすべての自動車に加入が義務づけられている保険・共済です。特に車検制度のない二五〇cc以下のバイク（原動機付自転車・軽二輪自動車）は、期限切れ、かけ忘れにご注意を！

自賠責制度の詳しい内容は、  
<http://www.jibai.jp/>でご覧になります。

9チャンネルを観よう

丹波山村有線テレビ（9チャンネル）では、各種行事予定や、通行止めなどの交通情報、台風や大雨などの防災情報等をその都度お知らせしています。

「何かあったら9チャンネル」

「毎日1回は、9チャンネル」

を観るようにしましょう。

国民年金保険料の納付は  
お済みですか？

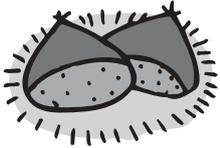
年末調整や確定申告の際に  
「社会保険料（国民年金保険料）  
控除証明書」等の  
添付や提示が必要です！

所得税法等の一部が改正され、  
平成十七年分の所得の申告から国  
民年金保険料を社会保険料控除と  
して申告する際に、一年間に納付  
した国民年金保険料の納付を証明  
する書類を添付することが義務付  
けられました。

生命保険会社等から送付される  
控除証明書と同様に、一年間に納  
付した国民年金保険料の額を証明  
した控除証明書（ハガキ）が社会  
保険庁から十一月月上旬に送付さ  
れます。

年末調整または確定申告の際は  
必ずこの証明書や領収証書が必要  
となりますので、申告を行うまで  
大切に保管して下さい。

お問い合わせは、社会保険庁か  
ら送付される「社会  
保険料（国民年金  
保険料）控除証明  
書」に記載されるお  
問い合わせ先にお願  
いいたします。



戦没者等の遺族の皆様へ

第八回特別弔慰金が支給されます  
戦没者等が死亡当時に「遺族だ  
つた方で、平成十七年四月一日時  
点において、公務扶助料や遺族年  
金等を受ける方がいない場合に  
は、次の対象者順位で最初に該当  
する「遺族の方」一名に対し、額面  
四十万円、十年償還の記名国債が  
支給されます。

対象者は

- 一 弔慰金の受給権者
- 二 戦没者等の子
- 三 父母 孫 祖父母 兄弟姉妹（戦没者等と生計関係を有しており、かつ、戦没者等と氏が同じである方）
- 四 上記三以外の 父母 孫 祖父母 兄弟姉妹
- 五 上記一から四以外の三親等内の親族（戦没者等の死亡時まで引き続き一年以上生計関係を有していた方に限られます。）

請求期限は

平成二十年三月三十一日

請求方法は

役場総務住民課

☎ 88 0211

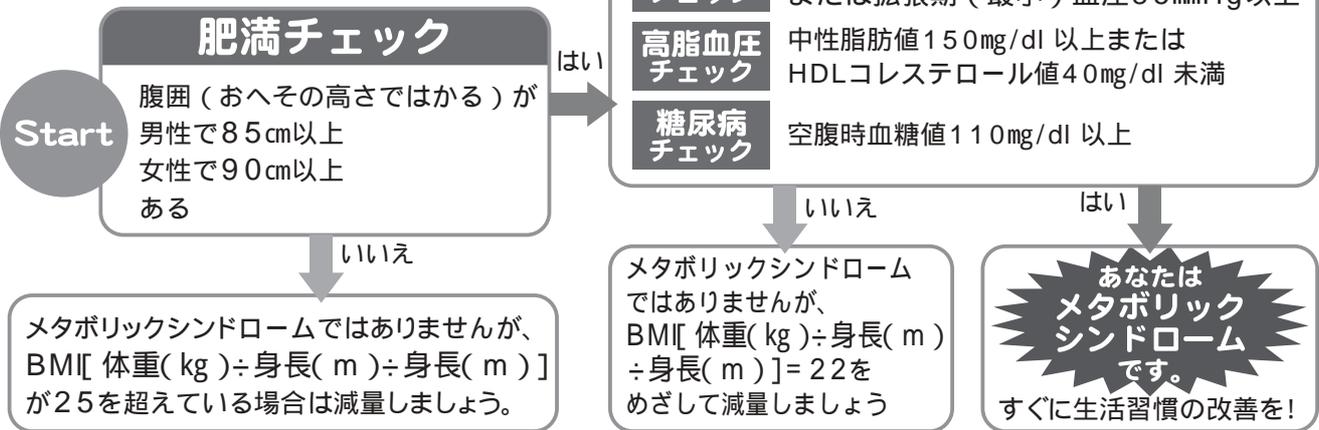
にお問い合わせください。

## メタボリックシンドロームって何？

生活習慣病（高血圧・高脂血症・糖尿病）は、運動不足やエネルギー・脂質のとりすぎが原因で30歳から60歳代の男性の3割が肥満というデータもあります。

肥満の人が、軽症でも「高血圧」「高脂血症」「糖尿病」といった生活習慣病を2つ以上もっている状態を「メタボリックシンドローム」といいます。自覚症状はなく、検査値がちょっと高め、基準値内だが異常値に近いなど、個々の検査値が異常なくても、動脈硬化を急速に促進させる場合があります。それは循環器病を引きおこし突然死や後遺症を残す恐れもあります。

### メタボリックシンドロームチェック！



# 大滝村がない！塩山市がなくなる？

「丹波山村は、山梨県の東北部に位置し、東は東京都奥多摩町、西は塩山市、南は小菅村、北は埼玉県大滝村に接する、面積は101.55平方キロメートルほどの山村です。多摩川の源流・丹波川が東西に流れ、都民の大切な水ガメ奥多摩湖に注いでいます。」丹波山村の位置（場所）を説明する時には、このように説明します。

しかし、平成17年4月1日に埼玉県大滝村は市町村合併により秩父市になりました。秩父市といえば、「秩父夜祭」が有名ですが、その秩父市が丹波山村と接しており、地図上でみると秩父市が身近になったように感じられます。旧大滝村（人口1,711人、財政力指数0.16）は、旧吉田町・旧荒川村と一緒に秩父市に合併し、面積577.69平方キロメートル、人口73,875人の秩父市となりました。

一方、西の塩山市も合併に向けて動いています。東山梨地域合併協議会（塩山市・勝沼町・大和村）の話し合いが進み、平成17年11月1日に「甲州市」として合併することが決まっています。塩山市（推計人口25,651人、財政力指数0.60）、勝沼町（推計人口9,232人、財政力指数0.37）、大和村（推計人口1,469人、財政力指数0.18）は、丹波山村（推計

人口767人、財政力指数0.08）よりも、財政状況の良い自治体ですが、11月1日に合併することが決まっています。

市町村合併は、平成11年の「地方分権一括法」により、自治体の自己決定・自己責任の確立による、自治体の自主性に基づく地域間競争が始まりました。そのため、個性ある多様な行政施策を展開するためには一定の規模と能力が必要となっています。また、今後ますます少子高齢化が丹波山村に到来し、村民に提供するサービス水準を確保するためには、ある程度の財源や人材が必要になってきます。

平成11年3月31日には3,232市町村あった自治体は、平成17年9月12日現在、2,326市町村（市744、町1,261、村321）となり、平成18年3月31日には1,822市町村になることが予想されています。

「丹波山村は大丈夫なの？」みんなでもう一度よく考えましょう。

「財政力指数」とは、地方公共団体の財政力を示す指数として用いられるもので、数字が大きければ大きいほど財政的に豊かであるといえます。財政力指数が「1」を超えるか、「1」に近いほど財源に余裕があることを意味します。

## 丹波山温泉「のめこい湯」です。

「のめこい湯」は村民の皆様をはじめ、  
村外からの多くの皆様に  
ご利用していただきました。

平成16年度の入湯客数は、157,345人で平成15年度に比べ3,935人増加し、2,031万円余の入湯税が村税収入として一般会計に納められました。

近隣にたくさんの温泉施設があり競争が激しくなっているなか温泉使用料やレストラン売店使用料、直売所販売収入等の収入面も良く、雇用場所の少ない丹波山村の雇用面にも大変貢献しています。今後も多くの村民の方々にご利用いただき、また、村外の皆さんに「のめこい湯」を紹介していただき、入湯客数、収入等が増えるよう、ご協力をお願いします。

**お願い** 「のめこい湯」には、村内料金と村外料金が設定されています。

村内料金は、丹波山村に住所がある村民の皆様のために設定されているもので、温泉を活用し、地域住民の健康維持、増進と若者等に魅力のある健康的な交流拠点の充実を図るために設置されている温泉施設を、村民の皆様は大いにご利用いただくために設定されている料金です。どうかその点をご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

村内出身者は？

村内出身者で村内に住民登録がない方は、村外料金（大人3時間まで600円・子供3時間まで300円）でご利用いただくこととなります。

# 丹波山村 ゴミ収集予定日

平成17年10月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

平成17年11月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

平成17年12月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

平成18年1月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

平成18年2月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

平成18年3月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	



燃えるゴミ

ふとん・マットレス・じゅうたん類は、一枚ずつ束ねてください。  
(生ごみはコンポスト等で処理するか、水を切って出してください。)



燃えないゴミ

カン(ドウコ以下の大きさまで)・乾電池のみ。



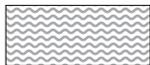
燃えないゴミ

ビン・陶器類・ガラスのかけら等。(ビンのフタは取り外してください。)



資源ゴミ

ダンボール(雑誌類・新聞・ペットボトル・白トレイは別の日に収集日を、  
その都度防災無線放送でお知らせします。)



粗大ゴミ

自転車・ストーブ・金物の破片类等。

## カン・ビン

中をきれいに洗い、指定の容器に入れて出してください。(乾電池は透明な袋等へ、ビールビンは酒屋さんへお願いいたします。)

## ペットボトル・白色トレイ

ペットボトルはフタを取り外し、白トレイもそれぞれ、中まできれいに水洗いしてから出してください。ともに、左のマークが付いているものが資源ゴミとなり、マークの付いていないものは、燃えるゴミとなります。

## 粗大ゴミ(毎月1回収集)

家電リサイクル法 4品目(冷蔵庫・洗濯機・エアコン・テレビ)は買い換え時に販売店に引き取らせてください。  
(有料)

# 子育てひろば

8月21日(日)に小菅村中央公民館で、小菅村・丹波山村合同の「子育てひろば」が開催されました。

当日は、小菅村から6組16名、丹波山村から4組10名の親子が参加し、『乳幼児の事故防止、またその対処方法』について、両村の消防職員の方を講師に招き、人形を使いながらの実践的な対処方法を学びました。

「子育てひろば」は、子供たちの交流だけでなく、お父さんお母さん方との交流も重視し、実施されてきましたが、丹波山村だけでは子供の数も少なくなってきたとあり、平成14年からは小菅村と合同で実施するようになりました。子育てひろばに参加された方にアンケートをした結果、「今までは一人で遊ぶことしかできなかった子供が、みんなと遊ぶことができるようになった」という意見や「親から離れて遊ぶことができるようになった」という意見がありました。また、お父さんお母さん自身にも「親たちの交流の機会がもっとあればいい」という意見が多くあったようです。

丹波山村では今後も小菅村と協力して「子育てひろば」を計画していく予定ですので、今回参加できなかった親子の皆さんはぜひ次の機会には参加をお願いします。なお、その場で学習した一部を紹介します。

## 第2回「子育てひろば」のお知らせ

と き：平成17年11月6日(日)

午前10時～正午

と ころ：丹波山村中央公民館

対 象：就学前の子どもがいる家庭

内 容：「親子あそび」

講 師：ウェルネスセンター

所長

野呂瀬秀先生

昨年も、野呂瀬先生をお招きし、楽しく充実した時間を過ごしました。

\*『子育てひろば』は、就学前の子どもがいる家庭を対象に、平成14年度から小菅村と丹波山村が協同で行っている子育て支援事業です。

### やけどをしたときの応急処置

- ・すぐに流水で20分以上冷やす
- ・水ぶくれをやぶらないようにガーゼで覆う
- ・診療所や病院ですぐに診てもらう  
注意
  - ・氷で直接冷やすのは絶対ダメ
  - ・やけど直後に軟膏を塗らない

### 頭を打ったときの応急処置

- ・直後に大声で泣き、嘔吐やけいれんがなければまず安心。しばらくは静かに様子を観察する。

次の症状の時には119番通報

- ・機嫌が悪い
- ・いつまでたっても泣きやまない
- ・息の仕方がおかしい
- ・うとうとと寝る
- ・ぐったりしている
- ・顔色が悪い
- ・けいれんをする
- ・吐く
- ・耳や鼻から出血



## たんぼぼ学級

保育所入所前の子どもがいる家庭を対象に、毎月1回 保育所で「たんぼぼ学級」を行なっています。保育所のお友だちと一緒にホールのおもちゃであそんだり、所庭で砂あそびをしたり、暑い夏はプールにも入りました。

平成17年度は、保育所のお友だちが7人、たんぼぼのお友だちが5人です。あそびを通して、“おもちゃ”の譲り合い、乗り物の順番待ちなど少しずつルールを知ってゆく大切な時間を過ごしています。

# 夏まつり丹波

「新沼謙治歌謡ショー」「ガッツ石松トークショー」では、歌ありトークありと盛りだくさんの内容に、観客も楽しんでいました。「マジレンジャーショー」では、いつもテレビに映っているマジレンジャーが目の前で悪い怪獣と戦っている姿に、子どもたちも興奮し一緒に怪獣と戦っているような気持ちで大きな声援をしていました。子どもたちの一番人気だったようです。

青空の下、多摩川上流の丹波川では「カヌー教室」「水上丸太渡り」「マスのつかみどり」が行われ、大勢の子どもたちと一緒に大人も大いに楽しんでいました。「竹細工・木工教室」では、村外のお客さんと交じり村内の方の参加もたくさんあり盛況でした。「ちびっ子広場」「食べ物コーナー」「警察コーナー」なども大勢の方で賑わっていました。



熱唱する新沼謙治さん

平成元年から「多摩川の自然を守ろう 水と緑とふれあい祭り」をスローガンに毎年開催されている恒例の「夏まつり丹波」が7月31日（日）に盛大に開催されました。

第1部の最後には、これもまた恒例となった「ふれあいみこし」が祭り会場を練り歩き丹波川に入り、「セイヤー、セイヤー」とかけ声を合わせ威勢良く踊っていました。

第2部は丹波の空に美しい花火が打ち上げられ、丹波の夏まつりが無事に終わりました。村民のみなさんと村外からの来村者とのふれあい、交流、情報交換がたくさんの思い出となった今年の「夏まつり丹波」でした。



楽しいトークのガッツ石松さん

## 丹波山サッカークラブ ホームグラウンドで 初交流試合



がんばれ、丹波山サッカークラブ

今までに奥多摩町・青梅市・大月市に遠征試合に行き、強豪チームと対戦してきた「丹波山サッカークラブ」が、8月7日（日）に青梅第7小学校チームをホームグラウンドである丹波山村の村民グラウンドに招いて交流試合を行いました。

当日は、朝から汗が流れる暑い一日でしたが、毎週1回の練習の成果が徐々に現れ、子どもたちのハッスルプレーも飛び出し試合内容も充実してきました。

結果はともかくとして、青梅第7小学校の選手と交流できたことやチーム内の輪ができてきたことが大きな成果であると感じられました。「やったぜ1勝！」は今回もお預けでしたが、今度こそぜひ「1勝」を目指してがんばってほしいと思います。

こちら **総務住民課** です  
**戸籍係**

平成17年7月1日から平成17年9月30日までに受理したものです。(敬称略)

おくやみ ご冥福をお祈り申し上げます

- ・岡部マサエ 84歳(所 畑)
- ・小西京太郎 68歳(高 尾)



# 老人クラブ・中学生 花植え交流会

7月11日(月)午前9時から丹波中学校ほか2ヶ所で、老人クラブ会員と中学生が協力して、「花植え交流会」を実施しました。中学生は、軽トラックいっぱいに積まれたいろいろな花の苗を運び、その花の苗を老人クラブ会員が植えていきました。

2時間後には、雑草だらけのプランターや高齢者生活福祉センターの花壇がきれいに整備され、また普段あまり話す機会のない老人クラブ会員と中学生との交流もでき、充実した時間を過ごすことができました。



協力してきれいな村へ

いつもニコニコ  
**元気**です

岡部みつ代さん(杉奈久保)を紹介します。

みつ代さんは今、車椅子の生活をしています。自分の足で歩くこと、トイレに行くこと、食事を作ること、お風呂に入ること、日常生活のほとんどの部分を自分ひとりですることができません。本当に不自由な生活をしています。しかし、介護者である夫の正さんと二人三脚で二人仲良く協力しあって生活しています。正さんが畑からの帰りに見つけてきてくれた草花は、押花にしてみたり、写真や本などを見てクレヨンや絵

の具、色鉛筆を使って絵を描いたり、一緒にいてよく話しよく笑い、一日を楽しく生活しています。夜には一日を振り返り日記を欠かさず書いています。お互いがちよつとしたことにも「楽しみ」を見つけた前向きに物事を考えていく姿がよくわかりました。

村民の皆様も、どうか村の各種行事等をどんどん利用してなるべくいろいろな方々と交流し、「趣味」を見つけて、毎日を楽しく変化のある一日にしたいと思っています。